

御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針

御所市・御所市教育委員会

2025 年（令和 7 年）3 月

目 次

第1章 はじめに	1
1-1.基本方針策定の背景と目的	1
1-2.基本方針の位置付け.....	2
1-3.基本方針の対象施設	3
第2章 対象となる学校施設の現状	4
2-1.児童生徒数・学級数の現状	4
2-2.対象学校施設の概況	5
第3章 整備目標の設定	8
3-1.将来の児童生徒数の推計条件	8
3-2.整備目標の設定(将来推計)	9
第4章 学校施設形態と整備候補地の選定	11
4-1.学校施設形態.....	11
4-2.整備候補地の選定	12
第5章 学校施設の配置検討.....	16
5-1.前提条件整理.....	16
5-2.施設規模の設定	16
5-3.学校施設の配置比較	20
第6章 学校運営形態	23
6-1.運営形態類型の整理	23
6-2.運営形態	24
第7章 概算事業費	25
7-1.施設整備に係る概算事業費	25
7-2.財源調達方法.....	27
7-3.事業手法の整理	28
7-4.財政状況からみた考察	29
第8章 まとめ.....	30
8-1.学校の整備候補地及び校舎配置	30
8-2.学校の運営形態	30
8-3.開校時期と事業スケジュール	30
8-4.今後の取組方針	31

第1章 はじめに

1-1.基本方針策定の背景と目的

本市においては、人口減少・少子化・核家族化の進展等の社会情勢に鑑み、学校が直面する教育上の諸課題を解消し、次代を担う児童・生徒の学びを支える魅力のある学校を創造し、教育活動を展開していくことが必要となっています。このため、2015年(平成27年)10月に既存の小学校7校と中学校4校を再編し、新たに小学校1校、中学校1校(小中一貫校の場合は1校とする。)を整備することなどを柱とした「提言書」が御所市学校規模適正化推進会議から教育委員会へ提出されました。その後の住民説明会における意見等を踏まえ、本市が目指す新しい学校づくりの基本的な考えを示すものとして、2019年(令和元年)9月に「御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本構想(案)」(以下、「基本構想」とします)を策定し、施設一体型の小中一貫校を目指すこととなりました。

これを受け、「御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針」(以下、「基本方針」とします)においては、小・中学校の候補地の適地選定、学校運営形態及び開校時期を中心に取りまとめることを目的とします。

<新しい学校づくりに関わるこれまでの検討経緯>

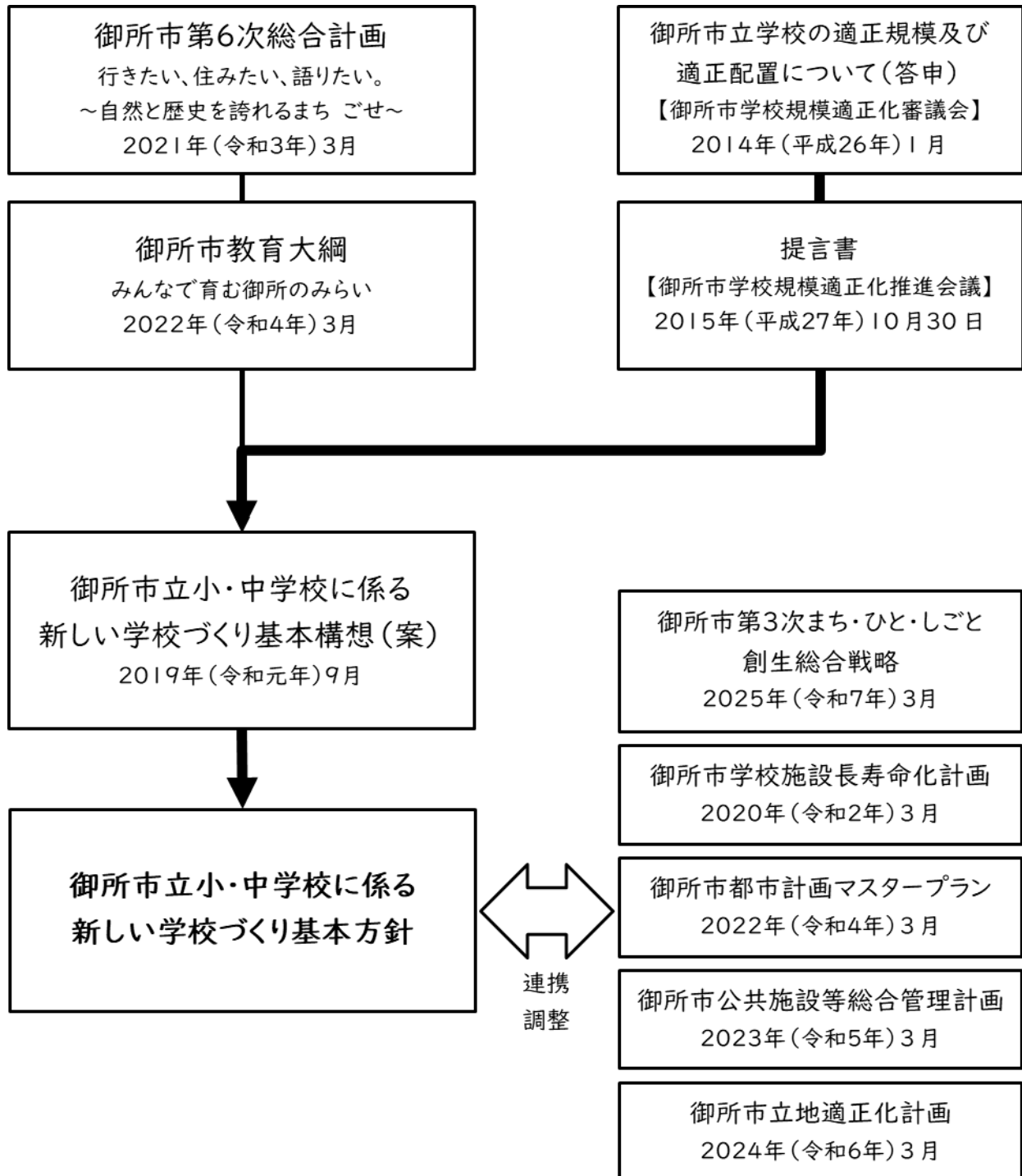
年月	本市の動き
2013年(平成25年)2月～ 2014年(平成26年)1月	・ 御所市学校規模適正化審議会(学識者、PTA 関係者、学校教育関係者、自治会長、市議会議員の11名の委員)の開催 ⇒御所市立学校の適正規模及び適正配置について(答申)
2014年(平成26年)10月～ 2015年(平成27年)10月	・ 御所市学校規模適正化推進会議(学識者、PTA 関係者、学校教育関係者、自治会長等の15名の委員)の開催 ⇒御所市学校規模適正化推進会議の提言書
2015年(平成27年)10月～ 2016年(平成28年)3月	・ 学校規模適正化に関する保護者説明会の実施 ・ 教育講演会&これからの学校づくり説明会(H28.2) ・ これからの学校づくり説明会&子ども交流イベント(H28.3) ・ 学校再編による新しい学校づくりについて意見募集(H28.3)
2015年(平成27年)11月～ 2017年(平成29年)3月	・ 文部科学省調査研究事業を活用した魅力ある学校づくりについての調査研究
2016年(平成28年)7月～ 2018年(平成30年)6月	・ 新しい学校づくり創造ワーキンググループ会議(教職員による検討会議)の開催
2016年(平成28年)10月～ 2017年(平成29年)1月	・ オール御所で考える”新しい学校づくり”座談会(中学校区毎の住民説明会)の開催
2018年(平成30年)4月～ 2019年(平成31年)2月	・ 御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本構想(案)庁内検討会議の開催 ⇒御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本構想(案)
2020年(令和2年)3月	・ 御所市学校施設長寿命化計画の策定
2022年(令和4年)3月	・ 御所市教育大綱(期間:R4～R8)の策定
2023年(令和5年)3月～ 2023年(令和5年)12月	・ 御所市学校規模適正化検討会議の開催 ・ Next Stage へつなぐ学校教育の取組(GOSE PLAN)の策定
2024年(令和6年)7月～ 2025年(令和7年)3月	・ 学校適正規模・適正配置庁内検討委員会の開催

1-2.基本方針の位置付け

基本方針は、基本構想を踏まえ、市が目指す新しい学校づくりの基本的な考えを示すものです。

本市の最上位計画である「御所市第6次総合計画」や教育方針を示した「御所市教育大綱」に即するとともに、まちづくり分野をはじめとする様々な個別分野計画との整合性を図っていきます。

<基本方針の位置付け>



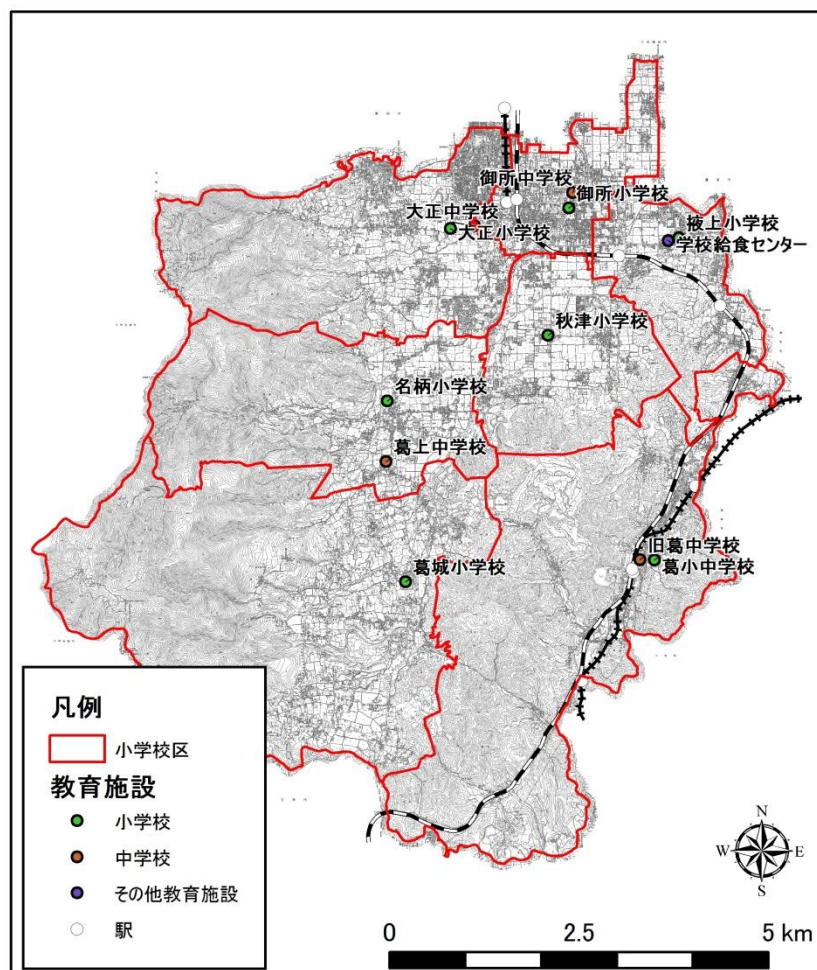
1-3.基本方針の対象施設

基本方針の対象とする施設は、本市の保有する学校教育法に基づく学校施設（小学校・中学校）とします。

<対象施設>

区分	名称	位置
小学校	御所小学校	御所市 610 番地
	秋津小学校	// 大字池之内 459 番地の 3
	掖上小学校	// 大字東寺田 55 番地
	葛城小学校	// 大字林 329 番地
	名柄小学校	// 大字名柄 185 番地
	大正小学校	// 大字櫛羅 2198 番地の 1
中学校	御所中学校	// 665 番地の 1
	葛上中学校	// 大字佐田 1 番地の 1
	大正中学校	// 大字三室 206 番地の 1
小中一貫校	葛小中学校	// 大字樋野 270 番地

<御所市立小・中学校位置図>



第2章 対象となる学校施設の現状

2-1.児童生徒数・学級数の現状

本市の学校は、小学校7校、中学校4校（うち、葛小学校と葛中学校は小中一貫校）で、2024年度（令和6年度）における在籍児童生徒数は、小学校710人、中学校366人となっています。

児童生徒の減少により、11校中9校で1学年あたり1学級のための単学級構成となっており、クラス替えができない環境が生じています。また、1学級あたりの人数が2～10人の少人数の学級が増加しています。複式学級の実施基準となる人数は、連続する2つの学年で16人以下（1年生を含む場合は8人以下）ですが、本市においては、県費・市費講師配置により複式学級は実施していません。

<R6 小学校の児童数・学級数>

【単位：児童数（人）、学級数（学級）】

学校名		普通学級							特別支援学級
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
御所小学校	児童数	44	35	43	48	44	34	248	12
	学級数	2	1	2	2	2	2	11	3
掖上小学校	児童数	16	19	11	9	12	24	91	4
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2
秋津小学校	児童数	7	10	8	12	8	15	60	3
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2
葛小学校	児童数	7	5	6	6	2	10	36	1
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	1
名柄小学校	児童数	3	5	8	6	5	10	37	2
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2
葛城小学校	児童数	7	6	10	7	10	14	54	3
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2
大正小学校	児童数	13	23	22	36	24	31	149	10
	学級数	1	1	1	2	1	1	7	3
合計	児童数	97	103	108	124	105	138	675	35
	学級数	8	7	8	9	8	8	48	15

<R6 中学校の生徒数・学級数>

【単位：生徒数（人）、学級数（学級）】

学校名		普通学級				特別支援学級
		1年	2年	3年	合計	
御所中学校	生徒数	59	69	67	195	6
	学級数	2	2	3	7	2
葛中学校	生徒数	5	9	8	22	3
	学級数	1	1	1	3	2
葛上中学校	生徒数	12	17	27	56	3
	学級数	1	1	1	3	2
大正中学校	生徒数	26	22	28	76	5
	学級数	1	1	1	3	2
合計	生徒数	102	117	130	349	17
	学級数	5	5	6	16	8

2-2.対象学校施設の概況

各学校施設の概況については以下の通りです。すべての小中学校の校舎・体育館の耐震性は確保されていますが、築40年を経過している施設が全体の半数を超え、施設の老朽化が進んでいます。

※「築年数」は2024年時点とし、「築30年～39年」を黄色、「築40年～49年」を橙色、「築50年以上」を赤色とする。

※「耐震状況」における「新」は新耐震基準に適合していること、「旧済」は旧耐震基準であるが耐震改修済みであることを示す。

<御所小学校>

建物名	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	築年数	耐震状況
管理棟	RC	3	3,237	1985	39	新
北棟	RC	3	1,262	1985	39	新
中央棟	RC	2	841	1985	39	新
南棟	RC	3	636	1985	39	新
体育館	S	1	630	1971	53	旧済

<掖上小学校>

建物名	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	築年数	耐震状況
管理教室棟	RC	3	1,974	1969	55	旧済
教室棟	RC	3	1,135	1980	44	旧済
体育館	RC	1	648	1980	44	旧済

<秋津小学校>

建物名	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	築年数	耐震状況
管理教室棟	RC	2	1,324	1968	56	旧済
④教室棟	RC	2	685	1973	51	旧済
⑥教室棟	RC	3	699	1979	45	旧済
体育館	RC	1	648	1984	40	新

<葛城小学校>

建物名	構造	階数	延床面積(㎡)	建築年	築年数	耐震状況
⑪校舎棟	RC	3	1,592	1979	45	旧済
⑫校舎棟	RC	2	658	1979	45	旧済
体育館	RC	1	601	1994	30	新

<名柄小学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
特別教室棟	RC	2	703	1974	50	旧済
管理教室棟	RC	2	819	1989	35	新
昇降口棟	RC	2	648	1989	35	新
教室棟	RC	2	562	1989	35	新
体育館	S	2	695	1990	34	新

<大正小学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
⑫普通教室棟	RC	2	471	1973	51	旧済
管理棟	RC	3	1,275	1977	47	旧済
⑰普通教室棟	RC	3	2,185	1985	39	新
特別教室棟	RC	3	2,221	1985	39	新
体育館	RC	2	981	1987	37	新

<御所中学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
管理教室棟	RC	3	1,404	1966	58	旧済
教室棟	RC	4	1,732	1978	46	旧済
特別教室棟	RC	4	2,287	1979	45	旧済
渡廊下	RC	4	211	1979	45	旧済
昇降口棟	RC	1	193	1979	45	旧済
体育館	RC	2	1,473	1991	33	新

※体育館に武道場(249 ㎡)を含む

<葛上中学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
管理棟	RC	3	1,271	1981	43	旧済
昇降口棟	RC	3	420	1981	43	旧済
普通教室棟	RC	3	1,398	1981	43	旧済
体育館	RC	2	1,101	1993	31	新

※体育館に武道場(182 ㎡)を含む

<大正中学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
技術教室棟	S	1	212	1970	54	旧済
⑭校舎棟	RC	3	1,775	1976	48	旧済
校舎棟 (渡廊下・昇降口)	RC	3	180	1976	48	旧済
⑯校舎棟	RC	3	1,769	1976	48	旧済
体育館	RC	2	1,025	1991	33	新

<葛小中学校>

建物名	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	築年数	耐震状況
①校舎棟	RC	4	2,621	1982	42	新
②校舎棟	RC	3	641	1982	42	新
③校舎棟	RC	3	949	1982	42	新
体育館	RC	2	914	1982	42	新

※建物名は、御所市学校施設長寿命化計画で記載している名称を使用しています。

第3章 整備目標の設定

3-1.将来の児童生徒数の推計条件

新しい学校の整備目標を設定する上で基本となる将来児童生徒数及びこれを基にした学級数について次頁の通り推計しました。御所市立学校の適正規模及び適正配置について（答申）及び提言書に示されている望ましいとする学級・学校規模を新しい学校整備の基準とします。

<児童数・生徒数・学級数の推計方法>

- 2024年度（令和6年4月1日時点）の年少人口（0歳～15歳の人口）を基に、2030年度（令和12年度）時点の児童数・生徒数を算出し、また、2031年度（令和13年度）以降は、年少人口減少率を乗じることで、2050年度（令和32年度）までの児童数・生徒数の推計を行いました。
- 答申・提言書にある望ましい学級規模を基に、2025年度（令和7年度）～2050年度（令和32年度）までの学年別の学級数を推計しました。

<望ましい学級・学校規模>

基準	学校	学校規模	学級規模	児童生徒数
答申・ 提言書	小学校	12 学級以上 （学年 2 学級以上）	20～30 人	240～360 人以上
	中学校	9 学級以上 （学年 3 学級以上）	25～35 人	225～315 人以上

3-2.整備目標の設定(将来推計)

新しい学校は、2031年(令和13年)の開校を目標とします。新しい学校の規模等については2030年度(令和12年度)時点の児童生徒数・学級数に基づいて検討していきます。児童生徒数・学級数の推計結果は次の通りです。

2030年度(令和12年度)時点で、小学校は549人、22学級、中学校は342人、12学級となります。

また、児童生徒数の推計結果より算定した、義務教育学校の教職員数は次頁の通りです。

※義務教育学校についての説明は、P23～P24に記載しています。

<児童数・生徒数・学級数の推計>

学年		年度	実数	推計					
			2024 (R6)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
小学校	1年	児童数	113	123	70	71	60	50	41
		学級数	—	5	3	3	2	2	2
	2年	児童数	113	113	78	73	62	52	42
		学級数	—	4	3	3	3	2	2
	3年	児童数	116	113	95	76	64	54	44
		学級数	—	4	4	3	3	2	2
	4年	児童数	134	116	87	79	66	56	46
		学級数	—	4	3	3	3	2	2
	5年	児童数	112	134	96	82	68	58	48
		学級数	—	5	4	3	3	2	2
	6年	児童数	149	112	123	70	71	60	50
		学級数	—	4	5	3	3	2	2
	合計	児童数	737	711	549	451	391	330	271
		学級数	—	26	22	18	17	12	12
中学校	1年	生徒数	122	149	113	78	73	62	52
		学級数	—	5	4	3	3	2	2
	2年	生徒数	135	122	113	95	76	64	54
		学級数	—	4	4	3	3	2	2
	3年	生徒数	155	135	116	87	79	66	56
		学級数	—	4	4	3	3	2	2
	合計	生徒数	412	406	342	260	228	192	162
		学級数	—	13	12	9	9	6	6
合計		児童・生徒数	1149	1117	891	711	619	522	433
		学級数	—	39	34	27	26	18	18

<教職員数の推計>

国基準の学級規模（1学級：小学校35人 中学校40人編成）

項目		校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
定数	小学校	1	1	1	21	1	1	1
	中学校			1	14	1		1
計		1	1	2	35	2	1	2

※特別支援学級の教諭除く

答申・提言で示す学級規模（1学級：小学校30人 中学校35人編成）

項目		校長	副校長	教頭	教諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
定数	小学校	1	1	1	県費21 市費 4	1	1	1
	中学校			1	県費14 市費 3	1		1
計		1	1	2	42	2	1	2

※特別支援学級の教諭除く

新しい学校では、国の基準より手厚い1クラス小学校30人、中学校35人学級を採用し、児童生徒1人ひとりに丁寧に向き合える環境を整えます。教職員数は、県の基準に加え、市費講師を配置し、より充実した指導体制を確保します。

これにより、きめ細やかな指導が可能になり、学力向上だけでなく、個別の支援や対話を深めることができます。さらに、小学校高学年から教科担任制を導入し、専門性の高い授業を展開し、子どもたちの学びをより充実させ、確かな成長を支えていきます。

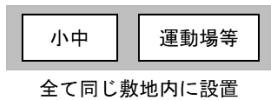
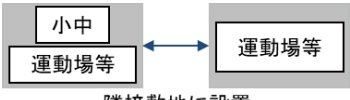
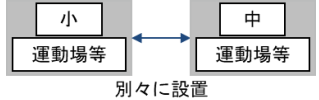
第4章 学校施設形態と整備候補地の選定

4-1. 学校施設形態

学校施設形態の類型は、一体型、隣接一体型、分離型の3種類があり、新しい学校施設の整備候補地の敷地面積によって設定する必要があります。

新しい学校施設の整備候補地は、後述する「4-2. 整備候補地の選定」から、既存校である「御所小学校+御所中学校」の敷地を一体的に活用した「隣接一体型」とします。

<学校施設形態の類型>

	①一体型	②隣接一体型	③分離型
概要	小学校と中学校の校舎を一体的に設置  全て同じ敷地内に設置	小学校と中学校の校舎を一体的に設置し、その他施設を隣接敷地に設置  隣接敷地に設置	小学校と中学校の校舎を隣接していない異なる敷地にそれぞれ設置  別々に設置
メリット (一例)	- 小中学校間の異学年交流を行いやすいため、小学生は中学生に憧れを持ち、中学生は下級生を見守る上級生としての自覚を持ちやすい - 児童生徒や教職員の移動に関する負担が少ない - 教職員間の意思疎通、情報共有を図りやすい - 中学校進学時に生活環境の変化が少ないため、安心を感じやすい - 小中学校で特別教室等の施設を兼用することが可能であり、よりコンパクトな施設整備が可能	- 小中学校間の異学年交流を行いやすいため、小学生は中学生に憧れを持ち、中学生は下級生を見守る上級生としての自覚を持ちやすい - 通常の授業時における児童生徒や教職員の敷地間移動は生じないため、移動に関する負担が少ない - 教職員間の意思疎通、情報共有を図りやすい - 中学校進学時に生活環境の変化が少ないため、安心を感じやすい - 小中学校で特別教室等の施設を兼用することが可能であり、よりコンパクトな施設整備が可能	- 敷地が分かれるため学校用地の確保が比較的容易 - 学校ごとに体育館や校庭などの施設の割り振りができる - 異なる敷地にある中学校校舎に入学することで、新たな気持ちで学校生活をスタートさせやすい
デメリット (一例)	- 広大な敷地が必要となるため、学校用地の確保が比較的困難である - 体育館や校庭などの兼用する施設の割り振り等の調整が必要となる 9年間同じ校舎で生活するため、環境の変化が乏しい	- 体育館や校庭などの兼用する施設の割り振り等の調整が必要となる 9年間同じ校舎で生活するため、環境の変化が乏しい	- 学校間での連絡調整に時間と負担がかかる - 教職員の移動や児童生徒の交流が比較的困難である - 施設の兼用が困難であるため、一体型に比べて必要な施設面積が大きくなる

4-2.整備候補地の選定

(1)整備候補地の前提条件

整備候補地の選定にあたっては、以下の前提条件を踏まえることとします。

<整備候補地の前提条件>

- 子どもの良好な教育環境の構築が第一であることから、事業の進捗スピードと事業実施の確実性が重要であり、不確実性の大きい用地を選定することは、公共施設管理マネジメントの観点や事業の迅速性に問題があるため、新規用地は求めない。できる限り既存学校敷地内で収める。
- 「小学校・中学校施設整備指針」（文部科学省）に示す「通学環境」、「校地環境」、「周辺環境」を考慮する。
- 通学環境として、年少人口が多く居住し、徒歩や自転車で通学可能な対象者が多いエリアを選定する。
- 学校規模は2030年（令和12年）の児童生徒数の値をもとに検討する。
- 学校敷地内に小中一貫校舎（学童保育所含む）、体育館、プール、給食施設、駐輪場を設置可能な面積を確保する。
- 既存校舎で学校運営を継続しながら整備を進める。
- 建物の高さについては施設用途が「学校」であることを踏まえつつ、高さ制限に係る緩和措置が必要な場合には「都市計画審議会」に諮る。
- 災害対策を想定する。

(2)整備候補地の対象

前述の前提条件を基に市内全域より既存学校用地を検討すると、小学校、中学校それぞれの学校用地単独では新しい学校施設に必要な面積を満たさないことから、小学校と中学校の両敷地を一体的に使用することとします。この結果から、「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」と「大正小学校敷地及び大正中学校敷地」が整備候補地となります。

(3)整備候補地の比較評価

「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」と「大正小学校敷地及び大正中学校敷地」について「教育環境」「まちづくり」「災害リスク」「事業性」の４つの評価指標及び「その他」の観点から比較検討を行った結果、「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」が最適地となりました。

「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」が最適地となる主な理由については以下の通りです。比較評価指標と評価結果については次項以降に示します。

<「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」が最適地となる主な理由>

- 近くに図書館や文化ホール、葛城公園などの文化的施設があり、児童生徒の社会教育施設の日常的な活用が可能である。
- 御所市立地適正化計画において居住誘導区域に位置しており、将来の周辺地域の児童生徒の人口維持が見込める。
- 敷地面積が大正小と大正中よりも広い。
- 建築及び開発申請スケジュールにおいて、御所小中エリアは市街化区域内であるため通常申請が可能であり、文化財においても周知の文化財埋蔵地ではないため、事業のスケジュール延伸要因が少なく、確実性が高い。一方、大正小中エリアは、一部が市街化調整区域であることから開発申請に期間を要すること、また文化財包蔵地であり、調査が長期化する懸念があることから事業のスケジュール延伸要因が多い。
- 候補地より半径2km以内の年少人口が、令和2年の国勢調査人口メッシュから、御所小中では1,300人、大正小中で1,200人と御所小中の人口が多く、徒歩や自転車で通学できる児童生徒の数が多い。
- 学校運営の観点から、敷地の隣接距離が御所小と御所中は約120m、大正小と大正中では約250mとなっており、御所小と御所中の方が近く、一体的な学校運営がしやすい。

＜比較評価結果＞

区分		評価項目	候補地1(御所小学校+御所中学校)		候補地2(大正小学校+大正中学校)	
位置						
敷地面積			37,672㎡		35,411㎡	
所在地			御所610、御所665-1	評価	櫛羅2198-1、三室206-1	評価
A 教育環境	通学環境(通学に関する児童への負担)	通学距離(人口重心からの距離)	人口重心から1,000m圏内	○	人口重心から1,000m圏内	○
		通学経路の安全性(周辺道路交通量、道路幅員、歩道有無)	一定の交通量はあるが河川沿いに歩道有	◎	大正小学校には歩道あり。中学校周辺は交通量少だが狭隘道路となっている。	○
	周辺立地環境(周辺環境と周辺に与える影響)	学校が周囲に与える影響(音など)	既存学校敷地を活用するため従来と同じ環境である	◎	既存学校敷地を活用するため従来と同じ環境である	◎
		立地環境(みどり等環境)	住宅地に隣接しているが、川や都市公園、遊歩道が隣接している	○	農地などの緑がある	○
		文教施設の近接性(図書館、文化ホールの有無)	アザレアホール0.2km	◎	アザレアホール1.3km	△
B まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針(法規制、都市マス、立地適正化区域)	立地適正化区域(居住誘導区域)	◎	立地適正化区域(居住誘導区域)・一部市街化調整区域	○
	歴史・文化資源の保全	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地外だが、開発面積が1haを超えるため試掘調査が必要	○	大正中学校の屋外運動場の一部と、大正小学校の職員駐車場が埋蔵文化財包蔵地内	△
C 災害リスク	ハザード	洪水災害	御所中学校0.5m～3m未満、御所小学校0.5m未満(一部なし)	△	一部0.5m未満	○
		地震災害	震度6強	△	震度6強	△
		土砂災害	区域外	◎	区域外	◎
D 事業性	求められる敷地規模	敷地面積	37,672㎡	◎	35,411㎡	◎
	敷地形状や高低差の有無	敷地形状・高低差	整形	◎	整形	◎
	スケジュール延伸要因及び事業費増大要因	建築及び開発申請スケジュール	市街化区域内における通常申請	◎	市街化調整区域既存宅地許可申請、文化財包蔵地調査等	△
		事業全体スケジュール	小中学校が浸水区域にあるため対策が必要	○	文化財調査期間、開発許可期間が必要	△
		事業費用	既存敷地を活用	◎	既存敷地を活用	◎
	施工阻害要因	児童・工事動線区分	区分可能であるが限定的	○	区分可能であるが限定的	○
		工事車両ルートの確保	可能	◎	可能	◎
		周辺道路整備	不要	◎	不要	◎
		建物移転	不要	◎	不要	◎
	評価値(◎ ○ △の数)		◎	12	◎	8
○			5	○	6	
△			2	△	5	
その他	年少人口数(0歳～15歳)	半径2km以内の年少人口	1,300人		1,200人	
	R12児童生徒数(推計)	将来推計値による児童生徒数	417人 (御所小208人・御所中209人)		232人 (大正小162人・大正中70人)	
	一体的な学校運営のしやすさ	敷地の隣接距離	120m		250m	
総合評価			住宅地に隣接する立地環境のため周辺環境への配慮が求められる場所ではあるが、通学環境など教育環境として評価が高く、将来のまちづくりの位置づけや事業の迅速性についても評価が高く、整備候補地として最有力候補地である。	◎	大正小中学校は離隔した位置にそれぞれが立地していることから一体的な学校運営がしづらい。大正小学校は市街化調整区域であり開発許可が必要であり、大正中学校は文化財包蔵地で文化財調査が必須になることから事業期間が長期化することが懸念されるため、候補地評価として次点である。	○

＜比較評価指標＞

【評価の内容】			
評価値の考え		・下記の区分・評価項目を設定し、整備候補地として適正な個所を抽出する ・評価は各区分・項目で「良い」とされるものから順に「◎」「○」「△」とする	
区分	評価項目	内容	
A 教育環境	通学環境（通学に関する児童への負担）	通学距離（年少人口重心からの距離）	通学距離の長短による負担を評価 ◎：500m未満 ○：1000m未満 △：1000m以上 【絶対評価】
		通学経路の安全性（周辺道路交通量、道路幅員、歩道有無）	候補地に接道する道路（通学路）の歩道整備、狭路性、自動車交通量の状況 ◎：歩道有 ○：交通量少・狭路通学路（道路） △：交通量多・狭路通学路（道路） 【相対評価】
	周辺立地環境（周辺環境と周辺に与える影響）	学校が周囲に与える影響（音など）	学校側から発生する放送・チャイム音・児童の声等が周辺に与える音影響について評価 ◎：既存学校敷地を活用する、新規取得用地だが周囲は田・畑が広がっている ○：新規取得用地の周囲に一部住宅がみられる △：新規取得用地に住宅地が近接 【相対評価】
		立地環境（みどり等環境）	敷地周辺のみどり及び工場等施設用途の状況、日照条件や見晴しについて評価 ◎：農地や史跡公園などのみどりが多く、見晴しや日照条件が良い ○：農地などの緑がある △：住宅地や工場などでみどりが少なく、見晴しや日照条件が悪い 【相対評価】
		文教施設の近接性（図書館、文化ホールの有無）	◎：隣接 ○：周辺1km内 △：1km以上 ※各施設に配点し合計 【相対評価】
B まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針（法規制、都市マス、立地適正化区域）	学校施設の立地は将来のまちづくりと密接に関係することから、土地利用方針（法規制、都市計画マスタープラン）からみた評価 ◎：立地適正化区域 ○：市街化区域 △：市街化調整区域 【絶対評価】
	歴史・文化資源の保全	埋蔵文化財包蔵地	歴史・文化資源の保全の観点による評価 ◎：周知の埋蔵文化財包蔵地外（開発面積1ha以下） ○：周知の埋蔵文化財包蔵地外（開発面積1ha超え） △：周知の埋蔵文化財包蔵地内 【絶対評価】
C 災害リスク	ハザード	洪水災害	総合防災MAPの浸水想定区域による評価（現地・周辺評価の平均値採用） ◎：浸水想定区域外 ○：0.5m未満 △：0.5m以上 【絶対評価】
		地震災害	総合防災MAPのゆれやすさマップ（想定地震を重ね合わせた最大震度）による評価 ◎：震度5強 ○：震度6弱 △：震度6強 【絶対評価】
		土砂災害	奈良県土砂災害警戒区域等マップによる評価 ◎：区域外 ○：付近に土砂災害警戒区域がある △：土砂災害警戒区域内 【絶対評価】
D 事業性	求められる敷地規模	敷地面積	R12年度の推計児童生徒数を基に算出した最低必要校地面積は約27,000㎡となり、望ましい校地面積は31,000㎡程度になると見込むためこれを基準に考える ◎：31,000㎡超え ○：31,000㎡～27,000㎡ △：27,000㎡未満 【絶対評価】
	敷地形状や高低差の有無	敷地形状・高低差	◎：整形 ○：やや整形 △：不整形 【相対評価】
	スケジュール延伸要因及び事業費増大要因	建築及び開発申請スケジュール	付加される申請手続きによりスケジュールの延伸を評価 ◎：市街化区域内における通常申請 ○：市街化調整区域既存宅地許可申請 △：市街化調整区域開発許可申請、農地転用、文化財包蔵地調査等 【相対評価】
		事業全体スケジュール	詳細は今後検討 ◎：比較的早期に整備可能 ○：標準的な期間 △：用地買収期間、開発許可期間、文化財調査期間が必要 【相対評価】
		事業費用	詳細は今後検討 ◎：既存敷地を活用 ○：一部用地購入が必要 △：新設用地購入費、造成費、インフラ整備費が必要 【相対評価】
	施工阻害要因	児童・工事動線区分	安全、危険区域の区分が明確、通路の数か所設置可能性を総合的に評価 ◎ ○ △ 【相対評価】
		工事車両ルートの確保	工事車両のルートが数か所で確保できる、大型車などの侵入可能な道路幅員等を総合的に評価 ◎ ○ △ 【相対評価】
		周辺道路整備	周辺道路整備費の増加等で評価 ◎：不要 ○：不要の可能性あり △：必要 【相対評価】
		建物移転	周辺建物移転費の増加等で評価 ◎：不要 ○：不要の可能性あり △：必要 【相対評価】

第5章 学校施設の配置検討

5-1.前提条件整理

整備候補地の前提条件を踏まえるとともに、施設規模については以下の要件を前提条件とします。

<施設規模検討における前提条件>

○小学校

- 2030年(令和12年)推計児童数:549人
- 普通学級数22、特別支援学級数6

○中学校

- 2030年(令和12年)推計生徒数:342人
- 普通学級数12、特別支援学級数3

5-2.施設規模の設定

学校施設の規模を設定するにあたり、最低限必要となる施設規模(国の設置基準に基づく試算)と直近の他団体事例となる王寺北義務教育学校をモデルとした場合の施設規模の検討を行いました。

本市としては、ゆとりある教育環境を整備するため、王寺北義務教育学校をモデルとした場合の施設規模で検討し、その結果は、以下に示す通りです。

(1)施設規模の設置基準

新しい学校を整備していく上での国の基準等について、以下の通り整理しました。

① 小学校設置基準、中学校設置基準(文部科学省)

<小学校 校舎・運動場の延床面積>

種別	児童数(人)	面積(m ²)
校舎 の面積	1人以上40人以下	500
	41人以上480人以下	500+5×(児童数-40)
	481人以上	2700+3×(児童数-480)
運動場 の面積	1人以上240人以下	2400
	241人以上720人以下	2400+10×(児童数-240)
	721人以上	7200

<中学校 校舎・運動場の延床面積>

種別	生徒数(人)	面積(m ²)
校舎 の面積	1人以上40人以下	600
	41人以上480人以下	600+6×(生徒数-40)
	481人以上	3240+4×(生徒数-480)
運動場 の面積	1人以上240人以下	3600
	241人以上720人以下	3600+10×(生徒数-240)
	721人以上	8400

② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（文部科学省）

<小学校 屋内運動場（体育館）の延床面積>

種別	学級数	面積（㎡）
屋内運動場 （体育館） の面積	1～10 学級	894
	11～15 学級	919
	16 学級以上	1215

<中学校 屋内運動場（体育館）の延床面積>

種別	学級数	面積（㎡）
屋内運動場 （体育館） の面積	1～17 学級	1138
	18 学級以上	1476

(2)新しい学校に必要な施設規模

① 最低限必要となる施設規模

「(1)施設規模の設置基準」に基づき、前項の前提条件を踏まえて算出した施設規模は以下の通りです。各施設規模を合計すると、約 27,000 ㎡の校地面積が目安となります。

< i . 小学校施設規模試算結果>

項目	面積	備考
a. 校舎 延床面積	2,910 ㎡	上記の基準より算定
b. 学童保育所 延床面積	430 ㎡	基本構想時の試算面積
c. 屋内運動場（体育館）延床面積	1,220 ㎡	上記の基準より算定
d. 校舎・屋内運動場（体育館）（校舎内に設置）の建築面積 （(a+b+c)/4）	1,140 ㎡	4 階建てを想定
e. 校舎等の必要校地面積 (d/0.6)	1,900 ㎡	校舎建築面積を基に建蔽率 60%と仮定
f. 運動場	5,490 ㎡	上記の基準より算定
計(e+f)	7,390 ㎡	

* 面積は 10 ㎡未満切り上げ

< ii . 中学校施設規模試算結果>

項目	面積	備考
a. 校舎 延床面積	2,420 ㎡	上記の基準より算定
b. 屋内運動場（体育館）延床面積	1,740 ㎡	上記の基準より算定+武道場(600 ㎡)
c. 校舎・屋内運動場（体育館）（校舎内に設置）の建築面積 （(a+b)/4）	1,040 ㎡	4 階建てを想定
d. 校舎等の必要校地面積 (c/0.6)	1,740 ㎡	校舎建築面積を基に建蔽率 60%と仮定
e. 運動場	4,620 ㎡	上記の基準より算定
計(d+e)	6,360 ㎡	

* 面積は 10 ㎡未満切り上げ

< iii. 最低限必要となる施設規模 (i と ii の合計) >

項目	基準に基づく試算
a. 校舎 延床面積	5,330 m ²
b. 学童保育所 延床面積	430 m ²
c. 屋内運動場(体育館) 延床面積	2,960 m ²
d. 校舎・屋内運動場(体育館)の建築面積 (4 階想定) ((a+b+c)/4)	2,180 m ²
e. 校舎等の必要校地面積 (d/0.6)	3,640 m ²
f. 運動場	10,110 m ²
g. プール	1,000 m ²
h. 給食施設	1,600 m ²
i. テニスコート 2 面	1,400 m ²
j. 駐車場(100 台)、 バスロータリー	5,000 m ²
k. その他共用面積 (e+f+g+h+i+j)×0.2	4,550 m ²
計(e+f+g+h+i+j+k)	27,300 m ²

* 面積は 10 m²未満切り上げ

② 王寺北義務教育学校をモデルとした場合の施設規模

王寺北義務教育学校をモデルとした場合の児童生徒1人当たりの施設面積に基づいて算出した施設規模は以下の通りです。各施設規模を合計すると、約31,000㎡の校地面積が目安となります。

＜王寺北義務教育学校における児童生徒1人当たりの施設面積＞

王寺北義務教育学校の施設面積		児童生徒 1人当たりの面積
児童生徒数(開校時)	1,030人	—
校舎 延床面積(学童保育所を含む)	14,015㎡	13.7㎡
屋内運動場(体育館) 延床面積	2,941㎡	2.9㎡
運動場(テニスコート2面を除く)	12,600㎡	12.3㎡

＜王寺北義務教育学校をモデルとした場合の施設規模＞

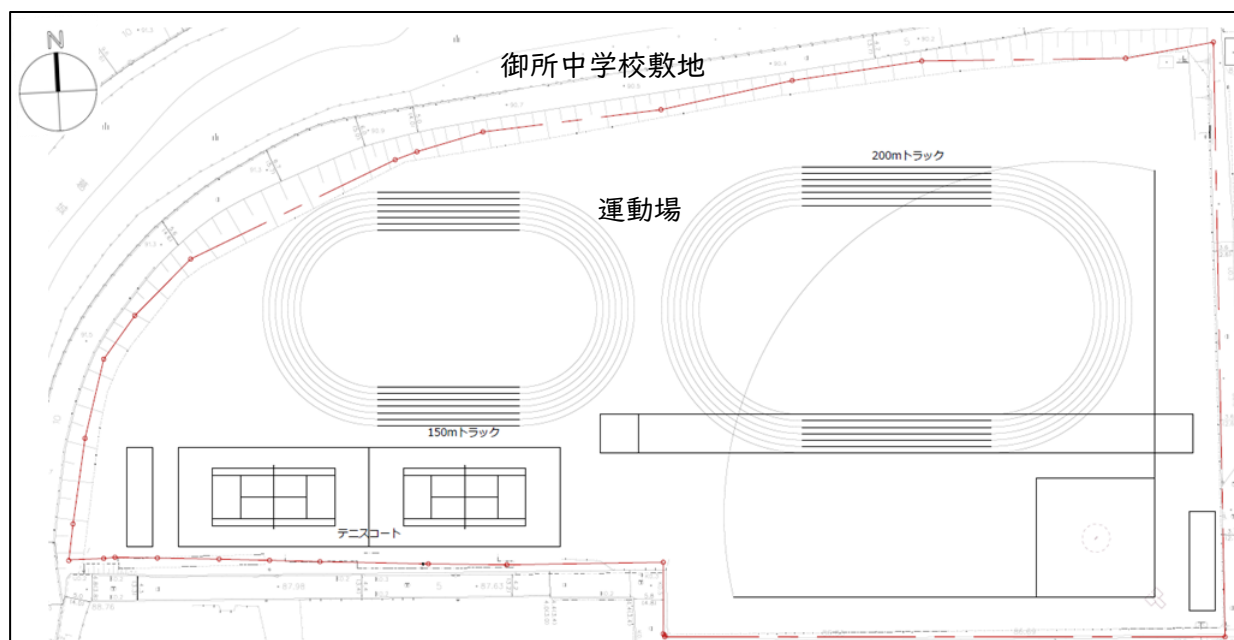
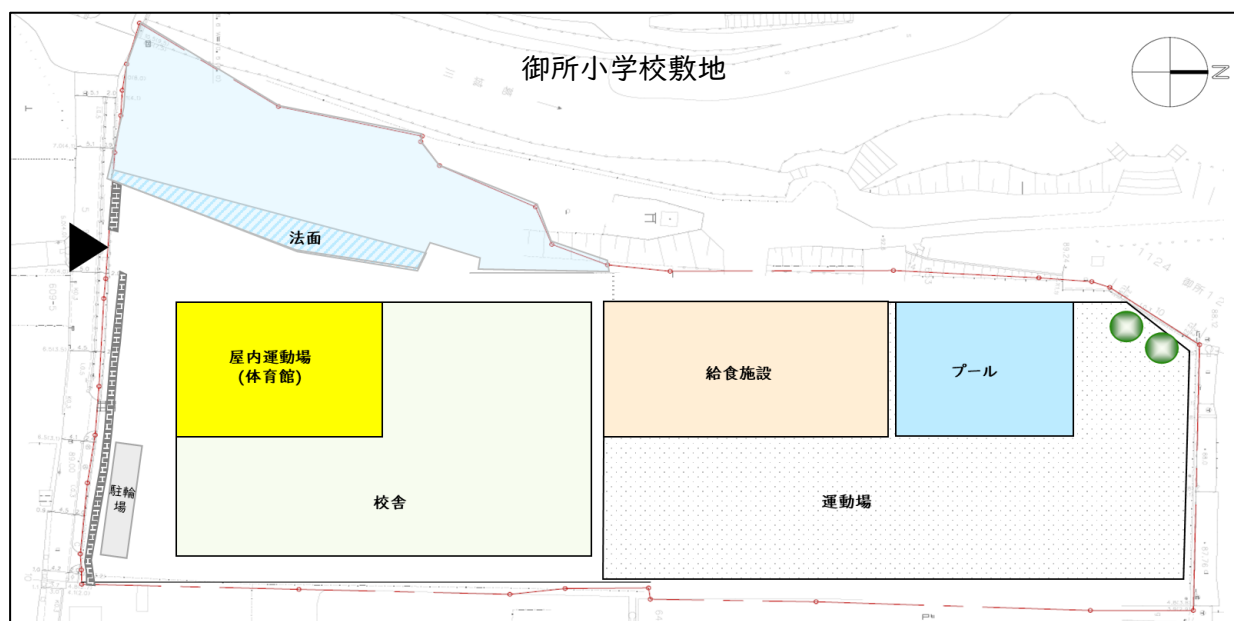
項目	王寺北義務教育学校の 児童生徒1人当たりの面積による試算
a. 校舎 延床面積	12,210㎡
b. 学童 延床面積	※校舎延床面積に含む
c. 屋内運動場(体育館) 延床面積	2,590㎡
d. 校舎・屋内運動場(体育館)の建築面積 (4階想定) $(a+b+c)/4$	3,700㎡
e. 校舎等の必要校地面積 ($d/0.6$)	6,170㎡
f. 運動場	10,960㎡
g. プール	1,000㎡
h. 給食施設	1,600㎡
i. テニスコート2面	1,400㎡
j. 駐車場(100台)、 バスロータリー	5,000㎡
k. その他共用面積 ($e+f+g+h+i+j$) $\times 0.2$	5,230㎡
計($e+f+g+h+i+j+k$)	31,360㎡

* 面積は10㎡未満切り上げ

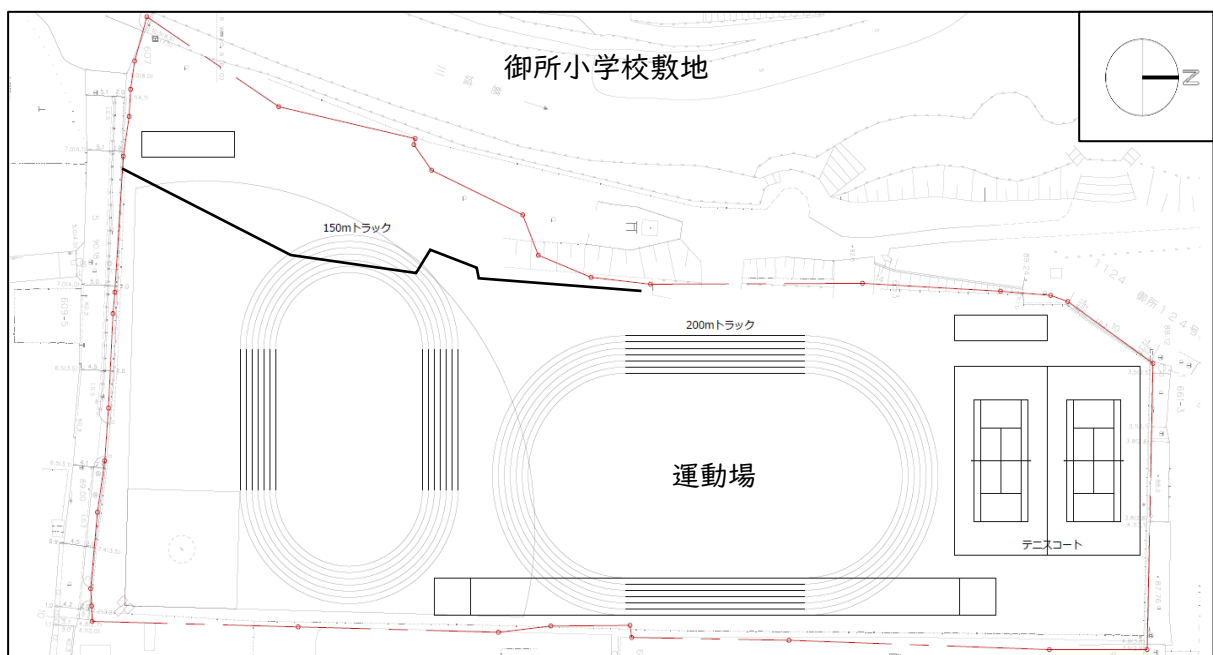
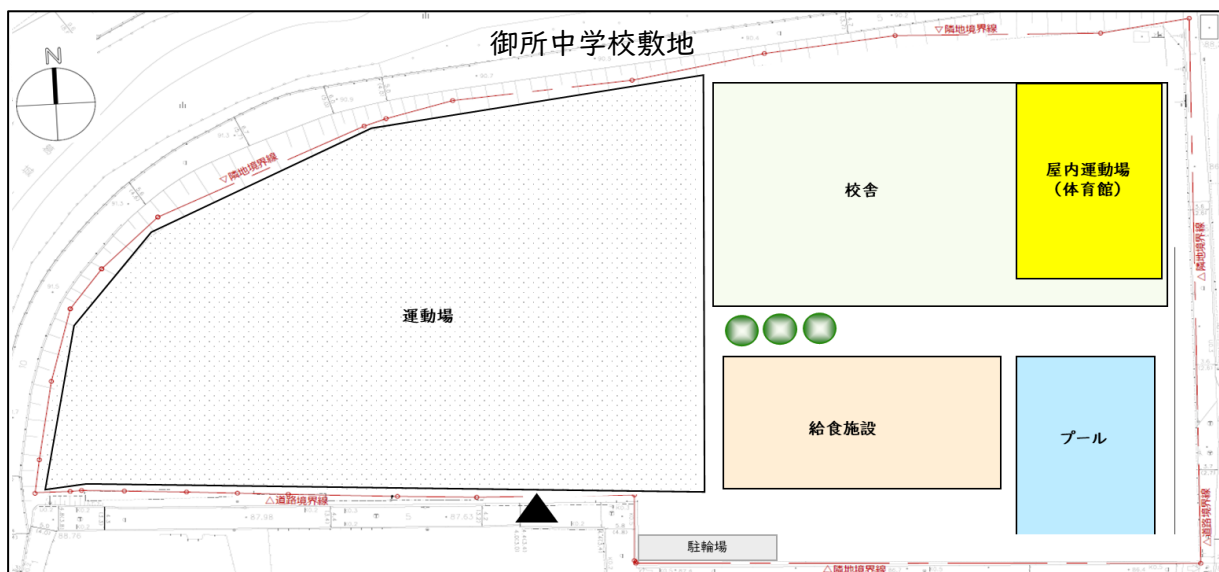
5-3.学校施設の配置比較

学校施設(校舎・体育館等)の配置について、「御所小学校敷地への配置モデル案」と「御所中学校敷地への配置モデル案」の2案を検討しました。比較評価の結果、児童生徒の安全性、事業の迅速性、事業費用の観点から、学校施設(校舎・体育館等)の配置は御所小学校敷地が最適地となりました。比較評価結果の詳細はP22に示します。

<配置モデル案 1>



<配置モデル案 2>



この配置モデル案は、各施設が敷地内に収まるかどうかを検証したものであり、各施設の配置が確定したものではありません。実際の校舎等の配置は、基本計画・基本設計等で検討を行います。

＜学校施設（校舎・体育館）配置の比較評価結果＞

※青色塗りつぶしは、評価結果に差がある項目を示す。

区分			評価項目	評価結果					
				御所小学校敷地 配置モデル案	御所中学校敷地 配置モデル案				
A 教育環境	通学環境（通学に関する児童への負担）	通学距離（人口重心からの距離）	人口重心から1,000m圏内	○	人口重心から1,000m圏内		○		
		通学経路の安全性（周辺道路交通量、道路幅員、歩道有無）	御所小学校周辺に歩道が整備されている。	◎	御所中学校周辺の道路が狭路で歩道の設置が難しい。		○		
		徒歩と車両の動線	敷地の東西南北いずれの方向からも通学しやすく、徒歩による通学と車両通行（保護者の学童送迎や来校者等）の動線を分けることが可能。	◎	敷地の南側からのアクセスが主となり、徒歩による通学と車両通行（保護者の学童送迎や来校者等）の動線を分けることが難しい。		○		
	周辺立地環境（周辺環境と周辺に与える影響）	学校が周囲に与える影響（音など）	既存学校敷地を活用するため従来と同じ環境である。	◎	既存学校敷地を活用するため従来と同じ環境である。		◎		
		立地環境（みどり等環境）	住宅地に隣接しているが、川や都市公園、遊歩道が隣接している。	○	住宅地に隣接しているが、川や都市公園、遊歩道が隣接している。		○		
		文教施設の近接性（図書館、文化ホールの有無）	アザレアホール0.2km	◎	アザレアホール0.4km		◎		
B まちづくり	将来のまちづくりの整合性	土地利用方針（法規制、都市マス、立地適正化区域）	立地適正化区域（居住誘導区域）	◎	立地適正化区域（居住誘導区域）		◎		
	歴史・文化資源の保全	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地外だが、開発面積が1haを超えるため試掘調査が必要。	○	埋蔵文化財包蔵地外だが、開発面積が1haを超えるため試掘調査が必要。		○		
C 災害リスク	ハザード	洪水災害	0.5m未満（グラウンドのみ） 現校舎はハザードなし	○	0.5m～3m未満		△		
		地震災害	震度6強	△	震度6強		△		
		土砂災害	区域外	◎	区域外		◎		
D 事業性	敷地規模	敷地面積	18,985㎡	◎	18,687㎡		◎		
		敷地形状・高低差	整形	◎	整形		◎		
	スケジュール延伸要因及び事業費増大要因	建築及び開発申請スケジュール	市街化区域内における通常申請	◎	市街化区域内における通常申請		◎		
		事業全体スケジュール	必要最小限の造成のため、御所中に建設する場合よりも工期短縮の可能性あり。	○	造成若しくは校舎、屋内運動場の1Fをピロティ形式にする必要があるため、工期短縮が見込めない。		△		
		事業費用	浸水対策によるコストを最小限に抑制できる。（造成：5,000万円）	◎	浸水対策によるコストがかかる。（造成：4億 ピロティ：20億）		△		
	施工阻害要因	児童・工事動線区分	区分可能	○	区分可能		○		
		工事車両ルートの確保	既存の運動場南側門を工事車両の進入口として利用可能。	◎	工事車両は北側堤防側から進入する必要があり、進入口を整備する必要がある。		○		
		周辺道路整備	不要	◎	不要		◎		
		周辺住宅への影響	敷地の周辺に住居があり、工事中の近隣住宅への影響（騒音等）が懸念される。	○	敷地の北東側周辺は住居がなく、工事中の近隣住宅への影響は少ない。		◎		
		建物移転	不要：児童生徒は、現校舎で学校生活を継続。 運動場に新校舎を建設	◎	不要：児童生徒は、現校舎で学校生活を継続。 運動場に新校舎を建設		◎		
その他	借地	借地料・借地の扱い	民地の借地あり（現運動場の1/4程度） 校舎建設する場合、校舎が存続する限り借地料の支払い必要。	△	県有地の借地あり（現校舎と運動場の一部無償） 御所小側敷地を運動場として使用するため、借地料（民地）の支払い必要。		○		
	校舎側運動場の広さ	①工事期間中及びR13開校時	プールを先に解体することで、仮の運動場を確保することができる（1,000㎡） 中庭の利用も可能。	○	現職員駐車場を敷地外に設置することで、仮の運動場を確保することができる（1,500㎡）		◎		
		②校舎解体・運動場整備後	約5,000㎡	○	約8,000㎡		◎		
	開校後の敷地間移動	敷地間移動の必要性	日常の授業範囲では児童生徒の敷地間移動は不要。 中学生の部活動や体育祭の行事においては、敷地間移動が必要となる。	◎	日常の授業範囲では児童生徒の敷地間移動は不要。 中学生の部活動や体育祭の行事においては、敷地間移動が必要となる。		◎		
	交通の利便性	車両運行・保護者や来校者のアクセスのしやすさ	車両通行時（日常の保護者の学童送迎をはじめ、授業参観や運動会の諸行事における来校者等）に通抜け可能な道路が周辺にあり、御所中に比べて交通渋滞が起きにくい環境である。また、将来的に庁舎跡地周辺敷地を活用すれば、より校舎近くに、ゆとりあるスクールバス停留所や駐車場が設置可能であり、利便性が高い。	◎	周辺道路が狭路のため、車両通行時（日常の保護者の学童送迎をはじめ、授業参観や運動会等の諸行事における来校者等）に交通渋滞が起きる可能性が高い。また、将来的に庁舎跡地周辺敷地を活用したスクールバス停留所や駐車場を整備しても、御所小と比べ遠くなるため、利便性は低い。		○		
評価値（◎ ○ △の数）			◎	15	◎	13			
			○	9	○	9			
			△	2	△	4			
☆安全性 ☆事業の迅速性 ☆事業コスト ☆利便性			☆安全性 通学路について、御所小学校周辺に歩道が整備されており、徒歩通学と車両の通行の動線を分けることができる。 ☆事業の迅速性 周辺道路の状況から工事車両の進入口が確保しやすく、拡幅等の必要がない。 ☆事業コスト 最低限の造成で浸水対策が可能である。 ☆利便性 平時の保護者の学童送迎をはじめ、諸行事における学校関係者の来校の場合において交通の利便性が高い。	◎	☆安全性 通学路について、御所中周辺の道路が狭路で、歩道の設置が難しく、徒歩による通学と車両通行（保護者の学童送迎や来校者等）の動線を分けることが困難。 ☆事業の迅速性 工事車両進入口を整備する必要があり、また、0.5m～3.0mの浸水ハザード対策のための造成もしくはピロティ形式にする必要がある。 ☆事業コスト 浸水対策にコストが高む。 ☆利便性 平時の保護者の学童送迎をはじめ、諸行事における学校関係者の来校時の交通の利便性が低い。	○			
			総合評価			御所中学校敷地に比べてより児童生徒の安全性が確保でき、事業の迅速性・コスト・利便性にもメリットがあるため最適地である。	◎	児童生徒の安全性、事業の迅速性・コスト・利便性について、候補地評価としては次点である。	○

第6章 学校運営形態

6-1. 運営形態類型の整理

小中一貫教育の学校運営形態の類型は、義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の2種類があります。義務教育学校も、小中一貫型小学校・中学校も、義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性、連続性に配慮して、教育活動に取り組むということに大きな意義があります。そのため、下表のように制度的な違いはあるものの、どちらも小中一貫教育を行う点では子どもの教育上の変わりはないと言えます。

＜義務教育学校と小中一貫型小学校・中学校の制度的な違い＞

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
制度	2016年（平成28年）の法改正で設置可能となった新しい校種	小学校と中学校
修年年限	9年（ただし、小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前半6年、後半3年の過程区分は確保）	小学校6年、中学校3年
組織運営	1人の校長、1人の副校長（※）、2人の教頭、1つの教職員組織 ※副校長の配置は学校規模による	それぞれの学校に校長、教頭、教職員組織
教員免許	原則、小中の両免許を併有し、小中一貫して教えることができる	小学校に小学校の教員免許を持つ教員、中学校に中学校の教員免許を持つ教員を配置する
授業	学校全体を1つの組織として運営するため、小学校と中学校の教員免許を持つ教員が連携して教えることができる。特に中学年（5年生や6年生）において、中学校の教員が授業を担当するなど、より柔軟な指導体制が取れる	小学校と中学校の教員が分かれて授業を担当することが多い。乗り入れ授業を行っている場合もある
教育課程	9年間の系統性、体系に配慮された教育目標により、柔軟な学年段階の区切り（現行の6-3制とは異なる4-3-2や5-4等）の設定が可能となる	
施設形態	一体型・隣接一体型と分離型のいずれも設置可能	

6-2.運営形態

現在御所市では、葛小中学校が小中一貫型小学校・中学校として学校運営を行っていますが、実質的には義務教育学校型の運営を進めています。

近年、少子化や教育環境の変化に対応するため、従来の小中一貫型小学校・中学校だけでなく、義務教育学校の設置が進んでいます。

義務教育学校は、小中一貫型小学校・中学校の良さを制度的に発展させた形態です。小中一貫型小学校・中学校が「連携型」であるのに対し、義務教育学校は、「一体型」であることが最大の違いです。

新しい学校の運営形態については、御所市の現状と義務教育学校の以下のようなメリットから「義務教育学校」とします。

<義務教育学校のメリット>

- ・ 1人の校長がリーダーシップを発揮し、全ての教職員がより一層、連携して小中一貫教育を強力に進めることができ、組織的な教育活動の質の向上が図られる。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた柔軟な教育課程の編成が可能。特に小学校から中学校への接続時期（6年生から7年生）における学習内容や指導方法の違いによるギャップを最小限に抑え、学習の連続性と発達の一貫性を確保することができる。
- ・ 児童期から思春期にかけての成長を長期的に見守ることができるため、不登校や学習上の課題、生活指導における早期発見と継続的な対応が可能であり、児童生徒の個別のニーズに合わせた支援が行いやすく、家庭や地域との連携も強化される。
- ・ 新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した柔軟な教育課程の編成、指導体制の充実が可能となり、学力の確実な定着に効果がある。
- ・ 特定教科の専門性を持つ教員が早期から指導に関わることで、学力向上や個別最適な学びの実現につながる。

なお、教育課程の編成に関して、6-3制や4-3-2制や5-4制などの区切りについては様々な設定が可能であるため、今後、教育課程について、十分な検討を行っていきます。

第7章 概算事業費

7-1.施設整備に係る概算事業費

(1)概算事業費

現時点（2024年）で見込まれる概算事業費の総事業費は、概ね100億円程度と見込んでいます。但し、この費用は確定されたものではなく、今後の基本計画や基本設計、実施設計によって精度が上がり、近年の建設市場の価格高騰等の影響を受けて変動するものと考えられます。

また、新しく必要とされる用具や什器、ICT 関連設備等の費用や既存学校施設からの移転費等は含んでいません。

<概算事業費>

項 目	概算事業費 (億円)
① 調査・設計費	5
② 建設費(校舎、体育館、給食施設、プール) と既存施設解体費	85
③ 造成費	1
④ 外構整備費	9
合計	100

(2)中長期的将来更新費用

校舎、屋内運動場(体育館)、プール、給食施設の4施設を対象とし、今後発生する中長期的将来更新費用を次頁の通り想定しています。

2050年(令和32年)に中規模改修が発生し、今後35年間で総額約 44.8 億円(1.3 億円/年)かかるものと見込まれます。

<将来更新費用の推計方法>

- ・ 想定面積に単価を乗じて各種対策費用の金額を試算し、対策周期に従って計上することで、各年度における費用を算出します。
- ・ 推計に用いる単価は、御所市における工事实績、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」等を基に設定します。
- ・ 長寿命化対策として竣工20年後に中規模改修、40年後に大規模改修、60年後に中規模改修、80年後に建替え更新を実施することを前提に推計しています。
- ・ 建物の建替え更新のほか、建物部位・設備の更新費用、維持管理費用も見込んでいます。

＜中長期的将来更新費用の試算結果＞

(単位:千円)

施設名	費用種別	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049
校舎	①建築物の長寿命化更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②建物部位・設備の更新費用	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242
	③維持管理費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屋内運動場 (体育館)	①建築物の長寿命化更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②建物部位・設備の更新費用	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453
	③維持管理費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
給食施設	①建築物の長寿命化更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②建物部位・設備の更新費用	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390
	③維持管理費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
プール	①建築物の長寿命化更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	②建物部位・設備の更新費用	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494
	③維持管理費用	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579
合計		23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579	23,579

施設名	費用種別	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	合計
校舎	①建築物の長寿命化更新費用	2,329,437	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,329,437
	②建物部位・設備の更新費用	0	0	0	0	0	22,430	0	0	0	0	146,508	0	0	0	0	307,839
	③維持管理費用	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	18,242	638,470
屋内運動場 (体育館)	①建築物の長寿命化更新費用	494,123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	494,123
	②建物部位・設備の更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31,078	0	0	0	0	60,542
	③維持管理費用	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	50,855
給食施設	①建築物の長寿命化更新費用	254,048	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254,048
	②建物部位・設備の更新費用	0	0	0	0	0	2,940	0	0	0	0	19,199	0	0	0	0	40,341
	③維持管理費用	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	83,650
プール	①建築物の長寿命化更新費用	158,356	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,616	0	0	0	0	158,356
	②建物部位・設備の更新費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,609
	③維持管理費用	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	1,494	52,290
合計		3,259,543	23,579	23,579	23,579	23,579	48,949	23,579	23,579	23,579	23,579	223,980	23,579	23,579	23,579	23,579	4,476,560

2050 年度に中規模改修が発生します。

■試算条件

推計に用いる各種単価及び周期は以下の通り設定しました。

①建築物（ハコモノ）の長寿命化更新費用

- ・更新費用(解体費用含む)は、御所市における実勢単価より設定。
- ・中・大規模改修費用は、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、更新費用の25%・60%で設定。

更新	中規模改修	大規模改修	中規模改修	更新 ※
20年	190, 781 円/㎡	457, 875 円/㎡	190, 781 円/㎡	80年
40年	190, 781 円/㎡	457, 875 円/㎡	190, 781 円/㎡	763, 125 円/㎡
60年	190, 781 円/㎡	457, 875 円/㎡	190, 781 円/㎡	763, 125 円/㎡
80年	190, 781 円/㎡	457, 875 円/㎡	190, 781 円/㎡	763, 125 円/㎡
校舎 (RC造)	158, 780 円/㎡	381, 070 円/㎡	158, 780 円/㎡	635, 118 円/㎡
屋内運動場 (RC造)	158, 780 円/㎡	381, 070 円/㎡	158, 780 円/㎡	635, 118 円/㎡
給食施設 (S造)	158, 780 円/㎡	381, 070 円/㎡	158, 780 円/㎡	635, 118 円/㎡
プール	158, 356 円/㎡	380, 054 円/㎡	158, 356 円/㎡	633, 423 円/㎡

※解体費含む

②建物部位・設備の更新費用

- ・国土交通省の「建築物のライフサイクルコスト(平成17年)」を基に、国土交通省の建設工事費デフレーター(令和6年10月31日付け)を用いて補正を行い(1.367を乗じる)設定。

対象部位	単価	周期	対象部位	単価	周期
1. 屋根	6, 370 円/㎡	20年	5. 空調設備	905 円/㎡	15年
2. 外部	7, 478 円/㎡	15年	6. 給排水衛生設備	2, 993 円/㎡	15年
3. 受変電設備	1, 837 円/㎡	25年	7. 消火設備	623 円/㎡	30年
4. 通信・情報設備	—	—			

③維持管理費用

- ・国土交通省の「建築物のライフサイクルコスト(平成31年)」を基に、国土交通省の建設工事費デフレーター(令和6年10月31日付け)を用いて補正を行い(1.147を乗じる)設定。

建物	単価
学校校舎・給食施設・プール	1, 494 円/㎡
学校体育館	561 円/㎡

7-2.財源調達方法

施設整備に係る財源の確保にあたっては、補助金等及び地方債を活用することとします。本市において想定される補助金等及び地方債は以下の通りです。開校時点の学級数等を算定基準とした公立学校施設整備費負担金を財源の一部とするほか、市の財政負担分についても有利な地方債を積極的に活用し、財政負担の縮減に努めます。

特に過疎対策事業債は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）により過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。充当率は100%で元利償還金の70%が交付税措置されることになっておりますが、御所市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を集約化した建物に関しては、過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の特別分で借入れが可能となっており、本市にとっても有利な地方債となります。

<財源調達方法の整理>

事業名	小中学校、義務教育学校統合校舎等の新増築事業	構造上危険な状態にある建物の改築事業	屋外教育環境の整備に関する事業	防災機能の強化に関する事業	太陽光発電等の整備に関する事業	学校体育諸施設整備事業	学校給食施設整備事業	特色ある学校施設づくり
国費割合	公立学校施設整備費負担金1/2 ※校舎・屋内運動場の場合 ※過疎地域は5.5/10	学校施設環境改善交付金1/3 ※過疎地域5.5/10	学校施設環境改善交付金1/3	学校施設環境改善交付金1/3	学校施設環境改善交付金1/2	(※1)(※3) 学校施設環境改善交付金1/3 (※2) 地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールは1/2	学校施設環境改善交付金1/2(新増築)1/3(改築)	学校施設環境改善交付金
事業概要	小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築事業	構造上危険な状態にある建物(建物の骨組みが危険な状態にある建物)の改築事業	屋外教育環境施設(グラウンド)の整備事業	防災機能を強化するための施設整備事業 発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう防災機能強化を図る事業	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用設備又は蓄電池の整備事業	義務教育諸学校の水泳プールを新築又は改築する事業 中学校の武道場を新築又は改築する事業	学校給食の開設及び学校給食の改善充実のための学校給食施設の整備	創意と工夫をこらし、地域の実情に沿った特色ある学校施設づくりを推進するため、学校施設の全体を整備する事業の基本設計費についての国庫補助
用途	新築・増築	改築	新設・更新	新築・改修	新築	新築・改築	新増築・改築	新築
地方債の充当率(交付税措置率)	国庫補助	学校教育施設等整備事業債90%(★) 公共施設等適正管理推進事業債90%(50%)	学校教育施設等整備事業債90%(★)	学校教育施設等整備事業債75%(-)	学校教育施設等整備事業債90%(★)	-	(※1) 学校教育施設等整備事業債90%(▲) (※2) 学校教育施設等整備事業債90%(◆) (※3) 学校教育施設等整備事業費75%(-)	学校教育施設等整備事業債90%(▲)
	単独事業	公共施設等適正管理推進事業債90%(50%)	学校教育施設等整備事業債75%(-)	学校教育施設等整備事業債75%(-)	緊急防災・減災事業債100%(70%)	脱炭素化推進事業債90%(50%)	学校教育施設等整備事業債75%(-)	学校教育施設等整備事業債75%(-)
過疎債		過疎対策事業債 充当率100% 交付税措置率70%						

- ★学校教育施設等整備事業債90%のうち、通常分(75%)の交付税措置率が70%、財源対策債分(15%)の交付税措置率が50%
- ◆学校教育施設等整備事業債90%のうち、通常分(75%)の交付税措置率が50%、財源対策債分(15%)の交付税措置率が50%
- ▲学校教育施設等整備事業債90%のうち、通常分(75%)の交付税措置は無し、財源対策債分(15%)の交付税措置率が50%

※1 屋外水泳プール及び中学校の武道場の新改築事業

※2 地震特措法第4条規定の適用のある浄水型水泳プールの新改築事業

※3 屋内水泳プールの新改築事業

7-3.事業手法の整理

想定される事業手法を下表に整理しました。これまで一般的に行われていた設計と建設を別々に発注する従来方式に加え、設計・建設を一式で発注することにより設計者と施工者が一体的に創意工夫できると及び事務手続き（発注等）を減らすことができる DB 方式、設計段階から施工者が参画することにより、施工者がもつ様々なノウハウを取り入れながら実施設計を行うことで資材や職人の確保等が期待できる ECI 方式での発注が想定されます。また、近年の公共施設では PFI 方式を導入して実施する事例が増えてきているものの、従来方式に比べ発注準備等に時間を要することから、事業期間が長く掛かるデメリットがあります。

本市においては、子どもたちの教育環境を可能な限り早く整備することを優先して考えると、①従来方式（分離発注方式）または③ECI 方式が想定されます。

<事業手法の整理>

評価凡例：◎適している、○可能性あり、△要検討

事業手法			施設所有		財源調達方法		事業実施主体		メリット	デメリット	評価
			建設時	運営時	主体	財源内容	設計・建設	維持管理			
①	従来方式 (分離発注方式)		行政		行政	補助金、起債、一般財源	行政(請負)	行政	- 個別の仕様による発注のため、求める性能を確保しやすい - 財源として有利な過疎債の活用が可能となり財政負担が軽減する	各業務が分割して発注されるため、都度発注事務が発生する	◎
②	DB 方式		行政		行政	補助金、起債、一般財源	行政(請負)	行政	- 設計・建設一式発注のため、設計段階から施工者の参画ができ、近年課題となっている資材、職人確保に期待できる - 行政側の事務手続きの負担は軽減される	- 要求水準書の作成が必要で、従来方式より着手まで時間を要する - 要求水準書から工事費を算定するため積算精度に限界がある	△
③	ECI 方式		行政		行政	補助金、起債、一般財源	行政(請負)	行政	実施設計段階から施工者と契約・協定を結び事業参画して、施工ノウハウを活用して実施設計を行う方式で、近年課題となっている資材、職人確保に期待できる	- 実施設計完了後に工事価格を確定し発注する手続きが必要である - 工事契約前に発注者と施工者との間で基本協定の締結手続き事務が必要になる	○
④	PFI 方式	BT	民間	行政	民間	行政:補助金、起債、一般財源 民間:融資等	民間(事業)	行政	- PFI 法に準拠し、民間事業者サウンディング、議決等必要な手続きを経ながら事業を進めていくことができる - 民間事業者のノウハウにより効率的な整備と維持管理が可能である	- 従来方式に比べ要求水準書の作成が必要となり、PFI 法に基づく手続きが多く事業期間が約 2 年程度長くなる - 過疎債よりも金利が高い民間資金を活用するためコスト縮減効果が低くなる - 学校施設は収益性が無いため PFI の活用効果が薄い	△
		BTM	民間	行政	民間	行政:補助金、起債、一般財源 民間:融資等	民間(事業)	民間		△	

7-4.財政状況からみた考察

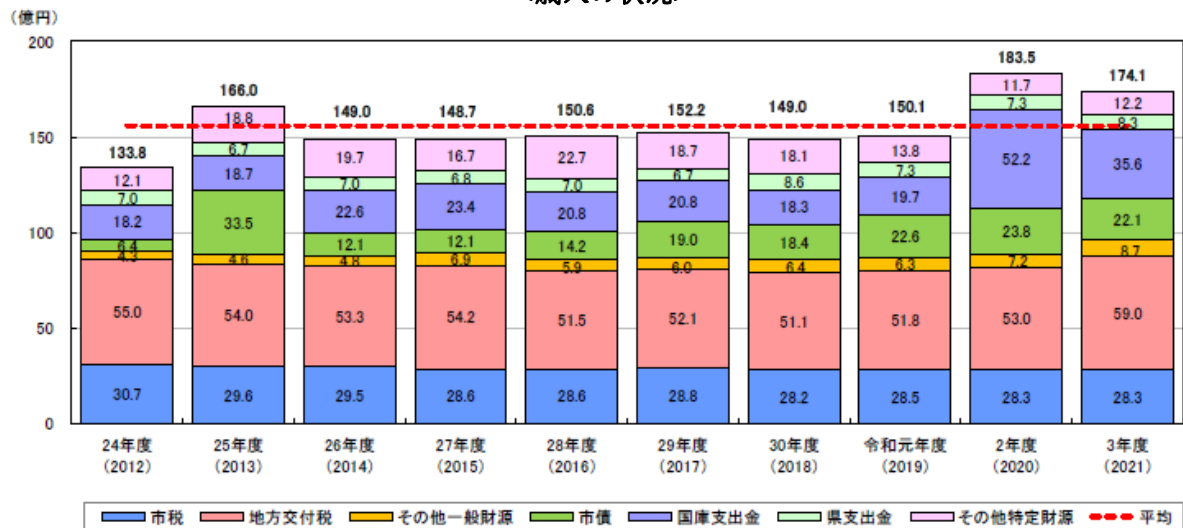
過去 10 年間の歳入の状況をみると、平均約 156 億円となっています。生産年齢人口の減少などにより、市税は 2012 年度（平成 24 年度）をピークに減少傾向にあります。2020、2021 年度（令和 2、3 年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により、国庫支出金の増加が顕著となっています。

また、過去 10 年間ににおける歳出の状況をみると、平均約 149 億円となっています。高齢化の進展などにより、扶助費は 2019 年度（令和元年度）の 25.3 億円から、2021 年度（令和 3 年度）では 32.6 億円へ増加しています。施設の更新や維持管理に使用する投資的経費は、2016 年度（平成 28 年度）以降、増加傾向にあります。

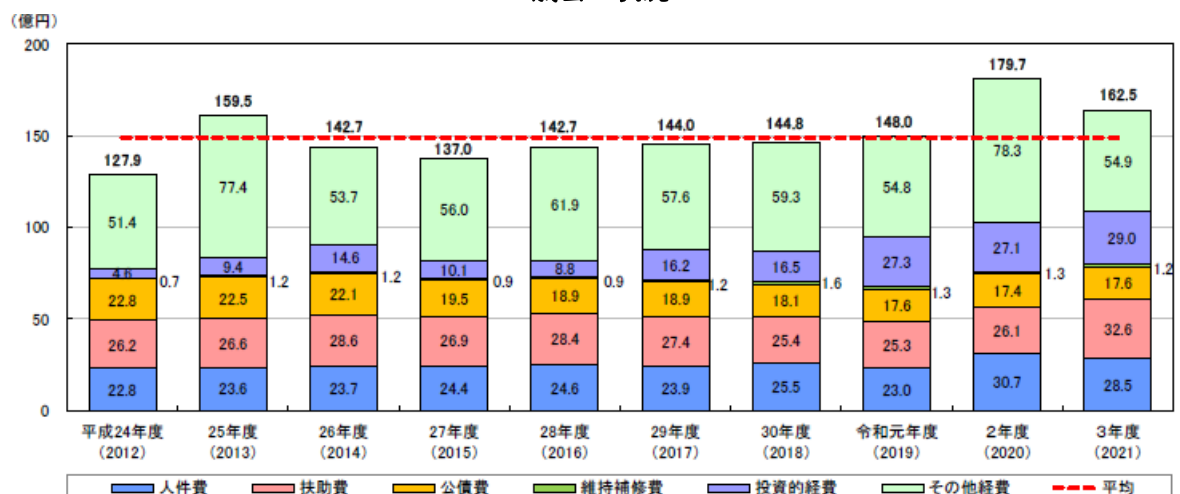
こうした状況の中で新しい学校施設整備や市庁舎の移転、近鉄、JR 御所駅前再整備の事業が進められる計画があり、さらに投資的経費が膨らむことになります。

このため、事業の実施にあたっては事業手法として民間資金の活用や補助金、起債の活用を検討し、投資的経費の抑制を目指した対策を講じていく必要があります。

<歳入の状況>



<歳出の状況>



出所：御所市公共施設等総合管理計画（令和 5 年 3 月改訂）

第8章 まとめ

8-1. 学校の整備候補地及び校舎配置

「教育環境」「まちづくり」「災害リスク」「事業性」等の評価指標の観点より、新しい学校施設の整備候補地を選定しました。「御所小学校敷地及び御所中学校敷地」を新しい学校の整備候補地とし、両敷地を一体的に整備し、学校施設(校舎・体育館等)は、御所小学校敷地に建設します。また、御所中学校敷地は広いグラウンド等を整備する方針です。

8-2. 学校の運営形態

近年、少子化や教育環境の変化に対応するため、従来の小中一貫型小学校・中学校だけでなく、義務教育学校の設置が進んでいます。

義務教育学校は、小中一貫型小学校・中学校の良さを制度的に発展させた形態です。

新しい学校の運営形態については、「義務教育学校」とします。

8-3. 開校時期と事業スケジュール

開校時期は、2031(令和13)年4月を目標とします。

今後予定している埋蔵文化財調査や近年の建設業界の人員不足や資材調達困難等の建設市場の状況によっては事業期間が延長する可能性があります。

<事業スケジュール(案)>

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
■ 各種説明会	住民説明会			住民説明会		住民説明会	令和13年4月 開校目標		
■ 基本計画	基本計画								
■ 各種調査	測量調査、文化財調査 地質調査								
■ 施設設計 (基本設計・実施設計)		基本設計	実施設計、 開発許可 等申請						
■ 建設・解体				新校舎・体育館 建設工事			既存校舎解体・給食施設 建設・プール建設・ 運動場整備		
■ 移転 (移転、用具・什器搬入)				移転準備					

8-4.今後の取組方針

学校施設整備や開校に向けた今後の取組方針は以下の通りです。

(1)ソフト面

① 基本方針の住民説明会の開催

児童、生徒、保護者及び地域住民等に向けて、新しい学校整備に係る情報を適宜発信するなど、新しい学校づくりに向けた不安感を解消しながら合意形成を進めていきます。

② 基本計画に反映すべき住民、教職員の意向把握

保護者や児童生徒、教職員への意向調査を実施し、児童生徒にとってより良い学校とするためのハード面の整備やソフト面の対策を新しい学校づくり基本計画に反映させていきます。

③ 学校規模適正化推進会議の設置・運営

新しい学校づくりの推進のため、有識者や教職員、PTAや自治会の代表者、行政職員から構成する御所市学校規模適正化推進会議を設置し、学校整備に関する各種検討を行う予定です。具体的には、学校施設に関すること、通学対策や制服、校歌等を検討すること、学校運営等について検討すること、PTA組織等について検討することなどであり、各部会の意見を取り入れながら、新しい学校を形づくることとします。

④ 通学方法の検討

新しい学校づくりに伴い通学が変更になる児童生徒のために、安全性を踏まえた通学路の検討を行い、スクールバスの導入等についても具体的に検討を行っていきます。

(2)ハード面

① 具現化に向けた基本計画の策定

児童生徒が学校生活を送りながら工事を実施する予定であるため、工事期間中の児童生徒の安全確保や可能な限り精神面等の負担を軽減するための配慮を行い、工事中における屋内運動場（体育館）及び運動場の確保と適切な授業環境の維持を前提として、新しい学校づくり基本計画において、施設配置計画や建築計画の検討を行います。

② 浸水対策方針の検討

御所小学校は 0.5m未満、御所中学校は 0.5～3.0m未満の浸水想定区域です。特に校舎や避難所となる屋内運動場（体育館）を設置する場所では浸水対策が必要です。新しい学校づくり基本計画の中で、配置計画と併せて浸水対策方針を検討していきます。

③ 文化財調査や測量調査の早期実施

新しい学校づくり基本計画に続く設計業務を円滑に進めるために、埋蔵文化財の有無を確認するための試掘調査、敷地測量調査を早期に実施します。

④ 上位機関への事前相談（文化財調査、開発許認可等）の実施

埋蔵文化財調査の実施に係る調整や実施設計時に行う開発許可申請に伴う調整を円滑に進めるため、関係する上位機関への事前相談を実施していきます。

⑤ 事業スケジュールからみた開校目標時期の精査

現時点では令和13年4月に開校することを見込んでいますが、少しでも早く開校できるよう今後も事業スケジュールの短縮が可能な方法を検討していきます。同時に、開校にあたっては児童生徒の移動や備品の準備等に係る調整も必要であるため、開校目標時期については慎重に検討していきます。

御所市立小・中学校に係る新しい学校づくり基本方針

御所市・御所市教育委員会

2025年(令和 7 年)3 月